

(案)

武雄市子どもの未来応援計画
～すべての子どもの希望の実現に向けて～

武雄市子どもの貧困対策実行計画

平成29年 月

武雄市

目次

1. はじめに
2. 経過
3. 計画期間
4. 武雄市の子どもを取り巻く現状
 - (1) 人口推計と子どもの貧困
 - (2) 生活保護世帯
 - (3) 就学援助を受けている児童生徒
 - (4) ひとり親家庭と児童扶養手当受給者
 - (5) 子どもの養育に関して「困難度が高い」世帯
 - (6) 子どもたちの基本的な生活習慣・学習習慣等
 - (7) 子育てにかかわる各種制度の運用上の課題
5. 武雄市の子どもの貧困対策の基本理念と取組姿勢
 - (1) 基本理念
 - (2) 取組姿勢
6. 子どもの貧困対策の具体的な施策と指標
 - (1) 施策の柱
 - (2) 具体的な取組み
 - (3) 指標
 - (4) 計画の見直し

1. はじめに

武雄市の未来を担うのは、子どもたちである。

全ての子どもたちが夢と希望をもって未来を切り開いていける社会の実現を目指し、子どもの未来を応援するための基本方針となる「武雄市子どもの未来応援計画（武雄市子どもの貧困対策実行計画）」（以下「本計画」という。）をここに策定する¹。

なお、この計画は、「武雄市子ども・子育て支援事業計画」との関連性を踏まえ、関連施策を連動させ、一体的に推進していくものとする。

2. 経過

武雄市では、平成 28 年 4 月に「こどもの貧困対策課」を設置するとともに、ひとり親家庭の支援を独自に強化し、仕事・居場所・住まいの 3 観点から自立支援²に取り組んでいる。また、同年 5 月より、市内にこどもの貧困対策課、福祉課、健康課、生涯学習課及び企画課が参画する「子どもの貧困対策ワーキンググループ」を設置し、武雄市における子どもの貧困対策について検討を行った。

検討にあたっては、小学校 1 年生及び 5 年生並びに中学校 2 年生の児童生徒・保護者対象とした「子どもの生活実態調査」、児童扶養手当等受給者を対象として「ひとり親家庭等アンケート調査」を実施するとともに、子どもの貧困にかかわる関係者を集めた「子どもの貧困対策会議」における意見聴取や、保育所・幼稚園・認定こども園、小中学校及び高等学校の教職員、スクールソーシャルワーカー、民生委員・児童委員などへのヒアリング調査を実施し、実態把握に努めた³。

3. 計画期間

本計画の対象期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とする。ただし、中長期的な課題についても視野に入れ、継続的に取り組むものとする。

¹ 本計画は、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）、政府の子供の貧困対策に関する大綱（平成 26 年 8 月 29 日閣議決定）及び佐賀県子どもの貧困対策推進計画（平成 28 年 3 月）等、他の関係する法令・計画・施策等や、地域や NPO 法人等の取組と相まって、武雄市の関連施策を連動させ、一体的に推進していく。

² 仕事への支援として「母子家庭等自立支援教育訓練給付金追加支給事業」、居場所への支援として「ファミリーサポート事業無料券配布及び減額助成事業」、及び住まいへの支援として「ひとり親家庭等空家改修費助成事業補助金」。

³ 国の「子供の未来応援地域ネットワーク支援事業（地域子供の未来応援交付金）」を活用。

4. 武雄市の子どもを取り巻く現状

(1) 人口推計と子どもの貧困

日本においては、少子高齢化の進行により、約 50 年後には総人口が約 3 割減少、65 歳以上の割合が総人口の約 4 割に達する見込みとの推計⁴がなされている。

武雄市においても、少子高齢化の進行により、2060 年には 2015 年と比べ総人口が約 1/3 減少し、65 歳以上の割合が総人口の約 4 割に達する見込みである。また、生産年齢人口も減り続け、約 45 年後には約 4 割以上減少する見込みである。

社会保障制度が「肩車」型社会⁵へと変化する人口構成が予想されている武雄市の次世代を担う子どもたちを、武雄市においてどのように育てていくかが問われている。

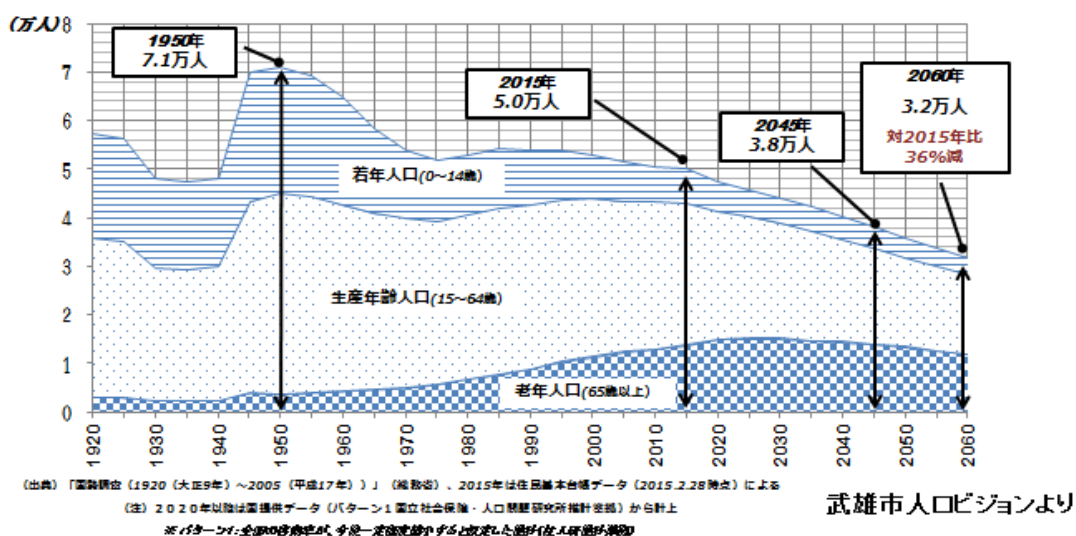


図1. 武雄市の人口推計

一方、我が国の相対的貧困率⁶は、厚生労働省の国民生活基礎調査によると、昭和 60 年は 12.0%であったものが、増加傾向にあり、平成 24 年は過去最高の 16.1%である。

同様に、子どもの貧困率⁷も、昭和 60 年は 10.9%であったものが、平成 24 年は過去

⁴ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成 24 年 1 月推計)」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果

⁵ 65 歳以上の高齢者ひとりを支える現役世代の人数について、半世紀前は 9 人で支える「胴上げ」型社会、近年は 3 人で支える「騎馬戦」型であったが、将来は 1 人で支える「肩車」型社会になると予測されている。

⁶ 等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人数の平方根で割って算出)が全人口の中央値の半分未満の世帯員を相対的貧困者としている。相対的貧困率は、単純な購買力よりも国内の所得格差に注目する指標であるため、日本など比較的豊かな先進国でも高い割合が示される。

⁷ 18 歳未満で貧困線を下回る人の割合を指す。

最高の 16.3%となり、子どもの約 6 人に 1 人が貧困状態にあると考えられている。特に、ひとり親家庭については、平成 24 年は 54.6%と半数以上の家庭が貧困状態にあると考えられている。

なお、佐賀県及び武雄市の状況については、抽出調査である国の調査からは算出することはできず、表 1 の数値と比較可能な統計値は得られない。

表 1. 全国の子どもの貧困率の状況

調査年	H9	H12	H15	H18	H21	H24
相対的貧困率	14.6%	15.3%	14.9%	15.7%	16.0%	16.1%
子どもの貧困率	13.4%	14.5%	13.7%	14.2%	15.7%	16.3%
子どもがいる現役世帯	12.2%	13.1%	12.5%	12.2%	14.6%	15.1%
大人が 1 人	63.1%	58.2%	58.7%	54.3%	50.8%	54.6%
大人が 2 人以上	10.8%	11.5%	10.5%	10.2%	12.7%	12.4%
貧困線（名目値）	149 万円	137 万円	130 万円	127 万円	125 万円	122 万円

出典：平成 25 年度国民生活基礎調査

（２）生活保護世帯

武雄市の生活保護世帯数は、平成 26 年度は 224 世帯で、保護率は 0.559%（全国平均は 1.71%、佐賀県は 0.965%）であり、生活保護を受給している世帯の 17 歳以下の子どもの数は、平成 26 年度は 23 人で、被保護人員に占める割合は 8.16%（佐賀県は 8.76%）である。

生活保護世帯の子どもの進学については、武雄市では実数が少なすぎ、単年度では、統計的に実態を把握できないが、平成 24～28 年度（5 か年）の平均値としては、高等学校等進学率が 81.8%、大学等進学率が 14.3%である。なお、佐賀県としても実数がやや少ないものの、高等学校等進学率は、平成 26 年は全体が 97.5%に対し生活保護世帯が 85.7%（全国平均は全体が 98.5%に対し生活保護世帯が 91.1%）、大学等進学率は、平成 26 年は全体が 67.7%に対し生活保護世帯が 27.8%（全国平均は全体が 77.0%に対し生活保護世帯が 31.7%）である。

（３）就学援助を受けている児童生徒

武雄市では、学校教育法（昭和 23 年法律第 26 号）第 19 条の規定に基づき、経済的理由によって、就学困難と認められる小・中学生の保護者に対して学用品等の援助を行っている。要保護及び準要保護児童生徒数（就学援助対象人数）は、平成 27 年度は 437 人で全児童生徒数に占める割合は 9.7%であり、この 5 年若干の増加傾向である。

就学援助については、市町村ごとに認定基準が異なるため単純比較はできないが、

平成 25 年度では、武雄市は 9.1%、佐賀県が 11.2%、全国では 15.4%である。

表 2. 武雄市の要保護・準要保護認定の推移

年度	H23	H24	H25	H26	H27
認定数	407 人	408 人	428 人	431 人	437 人
割合	8.4%	8.6%	9.1%	9.4%	9.7%

出典：武雄市調べ

(4) ひとり親家庭と児童扶養手当受給者

武雄市におけるひとり親家庭の世帯数は増加傾向にある。なお、武雄市の児童扶養手当受給者数は、平成 22 年度以降、ほぼ横ばいで推移している⁸。

表 3. 武雄市のひとり親世帯数

年度	H7	H12	H17	H22
父子家庭	20	28	24	28
母子家庭	194	238	284	292

※数値は 18 歳未満世帯員のいる世帯数 出典：国勢調査

表 4. 武雄市の児童扶養手当受給者数の推移

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
人数	436	447	438	519	502	518	509	507	507

※数値は各年度 3 月末の人数 出典：武雄市調べ

(5) 子どもの養育に関して「困難度が高い」世帯

武雄市の子どもの生活実態調査⁹においては、子どもの生活環境について、家庭の経済的な状況だけでなく、子どもと取り巻く家庭環境全体を把握すべきと考え、①世帯年収の状況、②子どもの生活に必要な環境やモノが無い、③ライフライン等における支払いが困難な経験がある、のいずれか一つでも該当する世帯を、子どもの養育に関して「困難度が高い」世帯として分類し、このような世帯が 19.0%であった。

⁸ 制度改正により、ひとり親家庭に対する自立を支援するため、平成 22 年 8 月 1 日から父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されている。

⁹ 武雄市立の小学校 1 年生の保護者、小学校 5 年生の児童と保護者、中学校 2 年生の生徒と保護者を対象とした全数調査（平成 28 年 10 月実施、回収率は保護者 90.7%、児童生徒 97.4%）。

表5. 子どもの養育に関して「困難度が高い」世帯

指標	判別基準	割合
①世帯年収	250万円未満の世帯	14.6%
②子どもに必要な環境等	以下のいずれかが与えられてない世帯 <ul style="list-style-type: none"> ・1日3度の食事 ・必要な時に病院等に行く ・高校等への進学 ・季節にあった衣服 ・学校行事への参加 	5.2%
③支払困難な経験	以下のいずれかが頻繁にあった世帯 <ul style="list-style-type: none"> ・必要な食料品が買えない ・必要な衣料が買えない ・公共料金の滞納 ・家賃等の滞納 	3.6%
計（重複を除いた実世帯の割合）		19.0%

出典：武雄市「子どもの生活実態調査」調査結果

これら子どもの養育に関して「困難度が高い」世帯における保護者の回答においては、それ以外の世帯の回答と比較し、以下の特徴が見られた。

- ・親の健康状態がよくない割合が高い
- ・受診が必要な際に受診しなかった理由として、自己負担額を払えなかったためという割合が高い
- ・習い事、進学見通しの制約要因として、経済的な理由を回答する割合が高い
- ・絵本や子ども用の本、適当なお小遣い、子ども専用の勉強机、自然体験活動への参加、大学等への進学など、子どもに与えられていない又は与えられそうにない環境等の割合が高い
- ・子育ての心配や悩み事を持っている割合が高く、生活費や将来の教育費の心配とともに、自分の健康状態や仕事に関する心配の割合も高い
- ・支援として、保育や学校費用の軽減、医療や健康にかかわるサポート、奨学資金制度の充実はもとより、一時的に必要な資金を借りられる支援、生活保護や就学援助の拡充、住宅支援が必要と考えている割合が高い

なお、武雄市の子どもの生活実態調査においては、「困難度が高い」世帯にかかわらず、新入学の際の困ったことや不安なこととして、人間関係等に次いで、経済的負担感を感じたと回答している。経済的な負担の内容としては、ランドセルや制服等の学用品に関する負担が大きいと回答が多く、時期としては3月に負担を感じたとの回答が多かった。

一方、「困難度が高い」世帯における子どもの回答においては、それ以外の世帯の回答と比較し、以下の特徴が見られた。

- ・放課後を学校の友人と過ごす割合が低い
- ・テレビやDVD、インターネットの動画、携帯電話やスマートフォンを長時間見ている割合が高い
- ・平日・休日を含め、朝食を食べない割合が高い
- ・日常生活の意識として自己肯定感に関する意識が相対的に低い

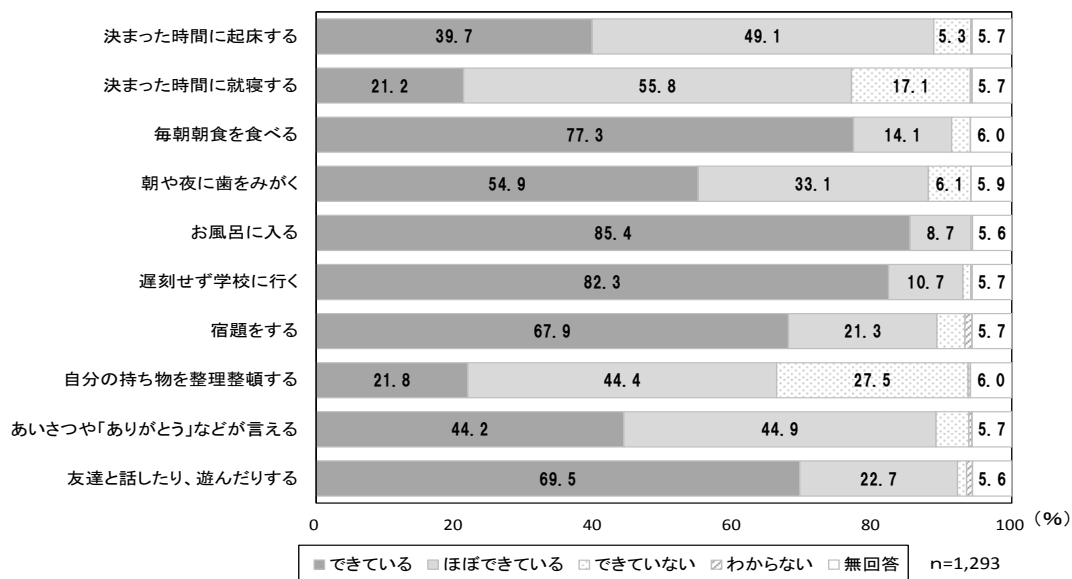
また、平成28年8月に武雄市が実施したひとり親家庭等へのアンケート調査¹⁰では、「子どもについての心配や不安がある」と回答した方は64.5%で、うち「進路」が最も多く58.9%で、次いで「学力」46.4%、「しつけ」30.5%となっている（複数回答あり）。また「必要な支援」については、「保育や学校費用の軽減」48.7%、「奨学金制度の充実」39.9%、「住宅支援」32.6%などとなっている。

（6）子どもたちの基本的な生活習慣・学習習慣等

武雄市子どもの生活実態調査をみると、子どもの生活・学習習慣に関する項目のうち保護者が「できている」「ほぼできている」と回答した項目は、「お風呂に入る」が94.1%で最も多く、次いで「遅刻せず学校に行く」93.0%などとなっている。

一方、最も少ないのが「自分の持ち物を整理整頓する」で66.2%、「決まった時間に就寝する」77.0%などとなっている。

¹⁰ 平成28年8月1日現在の児童扶養手当等受給者全員を対象に実施したアンケート調査（平成28年8月実施、回収率79.4%）。



出典：武雄市「子どもの生活実態調査」調査結果

図2. 武雄市の生活・学習習慣の状況

また、平成28年度全国学力・学習状況調査によると、朝食の摂取率は、小学校6年生において、武雄市は94.9%となっており、全国95.5%、佐賀県95.2%よりも低く、中学校3年生においては、武雄市96.6%となっており、全国93.3%、佐賀県94.9%より高くなっている。

一方、武雄市立小中学校における不登校児童生徒¹¹の割合は、小学校0.67%、中学校4.76%となっており、いずれも全国（国公私立）、佐賀県の水準より高くなっている（小学校：全国0.39%、佐賀県0.32%、中学校：全国2.76%、佐賀県2.64%）。不登校児童生徒数としても、5年前（平成23年度）と比べ、小学校で3.2倍、中学校で1.6倍、全体で1.8倍と、小中学校ともに増加傾向である。

表6. 市立小中学校の不登校児童生徒数

年度	H23	H24	H25	H26	H27
小学校	6人	3人	5人	11人	19人
中学校	40人	40人	39人	55人	63人

出典：武雄市調べ

¹¹ 30日以上欠席した長期欠席児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくてもできない状況にあることをいう（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）。

(7) 子育てにかかわる各種制度の運用上の課題

武雄市子どもの貧困対策ワーキンググループにおいては、「子どもの生活実態調査」、「ひとり親家庭等アンケート調査」以外に、子どもの貧困にかかわる関係者を集めた「子どもの貧困対策会議」における意見聴取や、保育所・幼稚園・認定こども園、小中学校及び高等学校の教職員、スクールソーシャルワーカー、民生委員・児童委員などへのヒアリング調査を実施したが、その中では、制度的な背景を要因とする課題として、主に以下が挙げられた。

- ・学校教育、保健、福祉の連携の取組は各種あるが、それぞれの範囲で早急に対応すべき事案に追われている。特に、検診や学校で「少し気になる子ども」がいても、課題の大きい事案への対応に追われ、「少し気になる子ども」に対し、悪化し顕在化する前の予防的な早期対応ができてないのではないか。
- ・民間の保育所・幼稚園・認定こども園、市立の小中学校、県立・私立の高校のそれぞれの段階で支援者が変わるなど、進学等の環境変化が事態の悪化に影響していると推察される事例が見られる。

5. 武雄市の子どもの貧困対策の基本理念と取組姿勢

前記のような武雄市の子どもを取り巻く状況に対し、武雄市教育大綱「組む」における「未来を担うすべてのこどもを主人公に」の基本理念も踏まえ、子どもの貧困対策として次に掲げる基本理念と取組姿勢をもって臨む。

(1) 基本理念

- 全ての子どもたちが生まれ育った環境に制約を受けることなく、自分の将来に希望を持てる地域社会の実現を目指す。
- 次代の担い手である子どもたちが「未来の社会を生き抜く力」を身につけることで、自分の人生を自ら切り開き、貧困の連鎖に陥ることなく社会で自立していくことを目指す。
- 学校段階のギャップを埋め、地域のかも活用した長期的・継続的な支援として、子どもに寄り添う伴走型支援を確立し、早い段階からその解決や予防に向けて取り組む。

(2) 取組姿勢

①子ども視点で連鎖を断つ

「早い段階からの予防」、「連鎖を断つ」の視点から、子どものライフステージに沿って、切れ目のないかつきめ細やかな施策を実施する。

②学校をプラットフォームに

学校を子どもの貧困対策の「プラットフォーム」と位置付け、子どもの成長・

発達段階に合わせた、切れ目のない施策を推進する。

③子どもの養育に関して「困難度が高い」世帯への支援

子どもの健全な成育環境を担保するため、「困難度が高い」世帯への重点的支援を推進する。

④全市的な取組み

子どもの実態を踏まえ、教育・福祉等を有機的に組み合わせるだけでなく、武雄市の将来を支える人材育成として、子どもの貧困対策に市役所を挙げて取り組むとともに、直接の関連のない事業においても、子どもの貧困対策の視点を取り入れて横断的・総合的に施策を推進する。

⑤地域等との協働

長期的、継続的に取組を推進するため、地域、民間の企業・団体等との連携等によって子どもを取り巻くすべての者が協働して取り組む。

⑥継続的な取組

当面今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組むとともに、子どもの実態に関する指標を設定し、定期的に計画の点検を行う。

⑦自治体間の交流と国等への働きかけ

各自治体と積極的に情報交換を行い、武雄市の特性を活かせる取組を積極的に取り入れるとともに、国や関係機関に対して、あらゆる機会を捉えて政策や予算の要望、連携の強化を求める。

6. 子どもの貧困対策の具体的な施策と指標

(1) 施策の柱

武雄市は、基本理念と基本姿勢、そして子どもたちを取り巻く状況を踏まえ、以下の4つの柱を設定し、それに基づき施策を実施する。

4つの柱は各々独立したものではなく互いに相関し合う関係であり、個々の施策・事業は、互いに連携・連動し、一層の相乗効果を生むことも想定して施策の実施にあたる。

I. 子どもに寄り添う伴走型支援

子どもの貧困対策においては、学校段階のギャップを埋め、地域の力も活用した長期的・継続的かつ総合的な支援が必要である。

施策としては、早い段階からその解決や予防に向けて、**子どもに寄り添う伴走型支援の確立**に取り組む。特に、子どもの養育に関して「困難度が高い」と考えられる家庭を見出し、「少し気になる子ども」への早期対応に努める。

II. 教育・学びの支援

貧困の連鎖を断ち切るためには、子どもたちが家庭環境等に関わらず、自分の将来を切り開くための「未来の社会を生き抜く力」を身につけることが重要である。

施策としては、①「学校」をプラットフォームとしたあらゆる学びへ環境整備として、総合的な子どもの貧困対策の展開に取り組む。特に、地域の子どもは地域で育てるという観点で、地域とともにある学校を構築するとともに、スクールソーシャルワーカー等を活用した環境整備を推進する。

また、②学力・体験支援として、学力の向上と定着、体験活動の充実支援に取り組む。特に、さまざまな機関と「組む」という視点で、基礎学力の定着や学習への意欲づけと学習習慣の確立、生き抜く力の基盤や成長の糧となる体験活動の支援を推進する。

さらに、③就学支援・学びの環境支援として、子どもの養育に関して困難度の高い家庭等への支援に取り組む。特に、新入学の際の負担軽減や支援を充実させるとともに、就学・修学・就職のための給付・貸与・減免等の多様な制度の認知度向上に取り組む。

III. 生活・養育環境の支援

子どもたちが「未来の社会を生き抜く力」を身につけるためには、身体的・精神的に安定した環境で生活が送れ、正しい生活習慣を身に着けられることが重要である。

施策としては、①親子への生活・養育環境の支援として、子育て世帯が孤立することなく、子どもを養育できるような生活環境の確立支援に取り組む。

また、②保護者の生活支援として、保護者がそれぞれの能力を発揮できるような支援に取り組む。

さらに、③子どもの生活支援・居場所づくりとして、家庭での学習や遊び・交流が困難な子どもたちに対して、学習習慣の定着と学習意欲の向上を図るとともに、放課後に安心して過ごせる居場所づくりを推進する。

IV. 就労・経済的な支援

子どもたちが、周囲からの十分な関わりを受けて、安全・安心・安定の確保された生活を営むためには、保護者が安定した就労状況にあり、公的な支援も活用して最低限の経済基盤が保障され、経済面でも精神面でもゆとりを持って生活することが重要である。

施策としては、①就労の支援として、職業資格等の習得により正規雇用につな

げる支援等を行うとともに、就業環境の改善のために雇用対策に取り組む。

また、②**経済的な支援**として、保護者に対し、生活状況に応じた給付事業等の支援を確実にを行うとともに、実態を踏まえた柔軟な支援方策に取り組む。

(2) 具体的な取組み

上記4つの柱のもと、別紙1のとおり事業を設定する。【なお、別紙1の記載については、武雄市議会における平成29年度予算の成立を前提として行っています。】

事業は主たる事業とその他関連事業に分類する。主たる事業においては、さらに重点的に取り組む重点事業を設定するとともに、その他関連事業については、子どもの貧困対策の視点も取り入れ、個々の事業において改善に取り組む。

なお、事業については、国や県の制度変更だけでなく、指標を含めた市の状況変化に応じて見直されることもあるため、年度ごとに事業の一覧を作成する。

(3) 指標

本計画を総合的に推進するに当たり、計画の実効性を担保し、子どもの実態、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、別紙2のとおり指標を設定する。なお、国の「子供の貧困対策に関する大綱」及び「佐賀県子どもの貧困対策推進計画」において掲げられている指標において、武雄市単独では、統計的に算出が困難なものも多いため、必要に応じて、佐賀県の数値を踏まえた実施状況等を検証する必要があるため、「佐賀県子どもの貧困対策推進計画」における数値についても参考値として掲載している。

子どもの貧困については、子どもの教育や学び、生活環境、保護者の就労や経済状況など、幅広く多岐にわたり、かつそれらが相互・複合的に影響を与えていることから、現時点で各々の指標に対して目標数値を設定することは困難だと考えているが、個別事業単位では、できる限り目標数値を設定し、目に見える取組を推進していく。

なお、指標そのものについても、新たな調査の実施や統計データの突合等により、現状をより具体的に把握できる指標がある場合には、適時に指標の追加・修正を行う。

(4) 計画の見直し

本計画については、指標の数値変化だけでなく、個別事業における状況や効果、武雄市の子どもを取り巻く社会経済情勢の変化等を踏まえ、長期的な視野の下、必要に応じて見直しや改善を図る。

武雄市子どもの未来応援計画 事業体系(案)

別紙1

施策の柱	施策	重点事業	事業	区分	担当部署	その他関連事業	区分	担当部署
1 子どもに寄り添う 伴走型支援		○	こどもの笑顔コーディネーター設置事業	新規	こどもの貧困対策課			
		○	利用者支援事業	拡充	教育政策課			
2 教育・学びの支援	① 「学校」をプラットフォームとした あらゆる学びへ環境整備	○	佐賀県スクールカウンセラー事業	継続	学校教育課	① 青少年育成市民会議活動事業補助金 社会人権・同和教育啓発活動 地域コミュニティ活性化事業費補助金(通学合宿他) 学習機会提供事業(公民館事業)	継続	生涯学習課
		○	スクールソーシャルワーカー活用事業【県事業】	継続	学校教育課		継続	生涯学習課
		○	コミュニティ・スクール事業	拡充	学校教育課		継続	生涯学習課
		○	地域学校協働本部事業	継続	学校教育課		継続	生涯学習課
		○	協働による新たな学校モデル構築事業	継続	学校教育課			
		○	教師力向上武雄セミナー	継続	学校教育課			
	② 学力・体験支援	○	放課後等補充学習支援事業	新規	学校教育課	② ALT活用事業 がんのひみつを知る学習会 トムソーヤフェスティバル トムソーヤ指導者育成事業 雄武町児童交流派遣事業	継続	学校教育課
			中学校オンライン補充学習支援事業	新規	学校教育課		継続	学校教育課
			学力向上対策事業(漢字検定費助成)	新規	学校教育課		継続	生涯学習課
			学力・知能・進路適性検査	継続	学校教育課		継続	生涯学習課
			職業意識づくり教育	継続	学校教育課		継続	生涯学習課
			小学校外国語オンライン英会話授業	継続	学校教育課			
			食育推進事業	継続	学校教育課			
			ICT教育推進事業	継続	スマイル学習課			
			新たな学校づくり推進事業	継続	スマイル学習課			
			放課後子ども教室	継続	教育政策課			
			わんぱくスクール・ジュニアリーダー育成事業	継続	生涯学習課			
	③ 就学支援・学びの環境支援	○	不登校・引きこもり訪問相談員事業	継続	学校教育課	③ 児童生徒及び教職員の健康診査事業 図書館・歴史資料館運営事業 こども図書館建設事業	継続	学校教育課
			就学相談	継続	学校教育課		継続	文化課
			就学前児童の健康診断及び知能検査	継続	学校教育課		新規	文化課
			学校適応指導教室支援事業	継続	学校教育課			
			学校生活支援員配置事業	継続	学校教育課			
		○	不登校児童生徒への支援モデル事業	継続	学校教育課			
		○	就学援助(要保護・準要保護)	拡充	学校教育課			
		○	就学援助(進学等準備金の新設)	新規	学校教育課			
		○	特別支援教育就学援助	継続	学校教育課			
		○	奨学資金貸与事業	継続	教育政策課			
			幼稚園就園奨励費補助金	継続	教育政策課			
			教育・保育給付費(幼稚園・認定こども園)	継続	教育政策課			
		○	その他給付・貸付・減免制度の周知	拡充	こどもの貧困対策課			
3 生活・養育環境の 支援	① 親子への生活・養育環境の支援	○	家庭児童相談事業	継続	福祉課	① 未熟児養育医療 予防接種事業 障がい児支援給付事業 保育所地域活動事業補助金 休日急患センター運営事業 南部地区小児時間外診療事業(広域事業) 市営住宅管理業務 公園等管理業務(都市公園、児童遊園ほか)	継続	健康課
		○	母子・父子自立支援事業	継続	福祉課		継続	健康課
		○	要保護児童対策協議会	継続	福祉課		継続	福祉課
		○	母子生活支援施設措置費事業	継続	福祉課		継続	教育政策課
		○	ひとり親家庭等空家改修費助成事業補助金	継続	福祉課		継続	くらし政策課
		○	生活困窮者自立支援事業	継続	福祉課		拡充	くらし政策課
			妊婦健康診査	継続	健康課			
			乳幼児相談・2歳6か月児相談	継続	健康課			
			妊婦・乳幼児歯科保健事業	継続	健康課			
			乳幼児全戸訪問・その他訪問事業	継続	健康課			
			母子保健推進員活動	継続	健康課			
			乳幼児健診事業	継続	健康課			
			個別心理相談	継続	健康課			
			ことばの相談事業	継続	健康課			
			教育・保育給付費(保育所)	継続	教育政策課			
			保育料の負担軽減	拡充	教育政策課			
			地域子育て支援拠点事業	継続	教育政策課			
			家庭教育支援事業	継続	教育政策課			
		ファミリーサポート事業	継続	教育政策課				
		食育推進事業	継続	くらし政策				
	② 保護者の生活支援		女性総合相談事業	継続	福祉課	② 障がい者総合相談支援 障がい者自立支援給付事業 障がい者自立支援給付事業(更生医療費・育成医療費・療養介護医療費) 訪問入浴サービス事業 日常生活用具給付事業 日中一時支援事業委託料 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業 重度障がい者地域生活重点支援事業(介護者レスパイト支援事業補助金) 健康増進事業(わかもん健診・特定健診) がん検診事業 健康ポイント事業	継続	福祉課
		○	母子家庭等日常生活支援事業【県事業】	継続	福祉課		継続	福祉課
		○	子育て短期支援事業	継続	福祉課		継続	福祉課
			病児保育事業	継続	教育政策課		継続	福祉課
			一時預かり事業補助金	継続	教育政策課		継続	福祉課
			延長保育事業補助金	継続	教育政策課		継続	福祉課
							継続	福祉課
							継続	健康課
							継続	くらし政策課
	③ 子どもの生活支援・居場所づくり		放課後児童健全育成事業	継続	教育政策課	③ 特別支援学校放課後児童健全育成事業 多様な事業者の参入促進・能力活用事業補助金(障がい児保育) 障がい児保育事業補助金 軽度・中度難聴児補聴器購入費助成事業 認可外保育施設等健康・安全対策事業	継続	福祉課
			放課後児童クラブ施設整備事業	継続	教育政策課		継続	教育政策課
			むし歯予防事業	継続	健康課		継続	福祉課
	4 就労・経済的な支 援	① 就労の支援	○	母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給事業	継続	福祉課	① 通所授産施設等活動奨励金支援事業 雇用対策等事業 トレーニングファーム整備推進事業	継続
○			母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事業	継続	福祉課	継続		地域経済課
○			高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	新規	福祉課	継続		農林課
② 経済的な支援			児童手当給付事業	継続	福祉課	② 重度心身障がい者医療費助成事業 特別児童扶養手当給付事業 特別障がい者手当等給付事業 重度心身障がい児福祉年金支給事業	継続	福祉課
		○	児童扶養手当給付事業	継続	福祉課		継続	福祉課
		○	子ども医療費助成事業	拡充	福祉課		継続	福祉課
		○	助産施設措置事業	継続	福祉課		継続	福祉課
		○	ひとり親家庭等医療費助成事業	継続	福祉課		継続	福祉課
		○	生活保護事業	継続	福祉課			
		○	母子父子寡婦福祉資金貸付【県事業】	継続	福祉課			
		○	新生児聴覚検査助成事業	新規	健康課			
		○	実費徴収に係る補足給付を行う事業補助金 保育料にかかると「みなし寡婦(寡夫)」の適用	継続 新規	教育政策課 教育政策課			

子どもの貧困に関する指標

別紙2

(単位:%)

No.	指標	国	佐賀県	武雄市	備考	
1	高等学校等進学率	92.8	85.7	81.8	平成24～28年度(5カ年)の平均値	
2	高等学校等中退率	4.5	6.5	8.0	平成24～28年度(5カ年)の平均値	
3	大学等進学率	33.4	27.8	14.3	平成24～28年度(5カ年)の平均値	
4	就職率(中学校卒業後)	1.7	5.4	18.2	平成24～28年度(5カ年)の平均値	
5	就職率(高等学校等卒業後)	45.5	50.0	85.7	平成24～28年度(5カ年)の平均値	
6	高等学校等進学率	97.0	100.0	—		
7	就職率(中学校卒業後)	1.8	0.0	—		
8	大学等進学率	23.3	16.7	—		
9	就職率(高等学校等卒業後)	70.4	83.3	—		
10	スクールソーシャルワーカーの配置人数	1,186人	15人	1人	武雄市専従	
11	スクールカウンセラーの配置率(小学校)	56.9	100.0	5人	武雄小・朝日小1、御船小・橋小1、武雄中1、若木小・武内小・武雄北中・西川登小・東川登小・川登中1、山内東小・山内西小・山内中1、北方小・北方中1の6人	
12	スクールカウンセラーの配置率(中学校)	87.1	100.0	4人		
13	就学援助	毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合	67.5	25.0	未配付	
14	就学援助	入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合	66.6	55.0	配布	入学説明会時
15	ひとり親家庭	親の就業率(母子家庭)	80.6	85.3	91.3	児童扶養手当受給者のみ(平成27年8月現在)
16	ひとり親家庭	親の就業率(父子家庭)	91.3	92.3	90.0	児童扶養手当受給者のみ(平成27年8月現在)
17	ひとり親家庭	ひとり親家庭の子供の就園率(保育所・幼稚園)	72.3	—	—	
18	ひとり親家庭	ひとり親家庭の子供の進学率(中学卒業後)	93.9	—	89.5	児童扶養手当受給者のみ(平成27年8月現在)
19	ひとり親家庭	ひとり親家庭の子供の進学率(高等学校卒業後)	41.6	—	—	
20	ひとり親家庭	ひとり親家庭の子供の就職率(中学卒業後)	0.8	—	—	
21	ひとり親家庭	ひとり親家庭の子供の就職率(高等学校卒業後)	33.0	—	—	
22	貧困率	子供の貧困率	16.3	—	—	
23	貧困率	子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率	54.6	—	—	
24	佐賀県独自指標	高校生等奨学給付金支給者数(国公立)	/	1,189人	—	
25	佐賀県独自指標	高校生等奨学給付金支給者数(私立)	/	443人	—	
26	佐賀県独自指標	児童扶養手当の受給者数	/	9,000人	507人	平成28年3月末
27	佐賀県独自指標	児童扶養手当の受給資格者数	/	9,808人	555人	平成28年3月末
28	佐賀県独自指標	児童扶養手当全部支給者の割合	/	49.0	46.4	全部支給者数 235人(平成28年3月末)
29	武雄市独自指標	要保護・準要保護認定者の割合	※15.7	※11.2	9.7	認定者数 473人(平成28年3月末)
30	武雄市独自指標	朝ごはん摂取率(小学6年生)	95.5	95.2	94.9	「している」「どちらかといえばしている」と回答した児童の割合(平成28年度調査)
32	武雄市独自指標	朝ごはん摂取率(中学3年生)	93.3	94.9	96.6	「している」「どちらかといえばしている」と回答した生徒の割合(平成28年度調査)
34	武雄市独自指標	不登校児童数(30日以上)の割合(小学校)	0.39	0.32	0.67	平成28年3月末
35	武雄市独自指標	不登校生徒数(30日以上)の割合(中学校)	2.76	2.64	4.74	平成28年3月末

※要保護・準要保護認定者の国及び県の割合については、認定の基準が自治体により異なり比較できないため参考値として掲載

※指標の数値の出典元は、国:「平成27年度子供の貧困の状況と子供の貧困対策の実施状況」、県:「佐賀県子どもの貧困対策推進計画」による。